

# 管理委託契約約款

平成14年	9月	5日	管理委託契約約款	届出
平成19年	4月	5日	一部変更	届出
平成24年	2月	14日	一部変更	届出
平成25年	1月	29日	一部変更	届出
平成27年	6月	1日	一部変更	届出
平成28年	2月	1日	一部変更	届出

J A C T E X

一般社団法人 教科書著作権協会

## 管理委託契約約款

### (目的)

第1条 この約款は、教科用図書に係る著作権の保護と利用の円滑化を図るため、教科用図書に係る著作権の権利を有する者（以下「委託者」という。）が、一般社団法人教科書著作権協会（以下「受託者」という。）に対し、利用の許諾の代理をさせる管理委託契約の内容を定めることを目的とする。

### (契約の手続)

第2条 管理委託契約は、委託者及び受託者が所定の管理委託契約書に調印することにより成立する。

### (定義)

第3条 この約款における用語の定義は次の通りとする。

- (1) 「教科用図書」とは、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であって、文部科学大臣の検定を経たものをいう。
- (2) 「学習用教材」とは、児童・生徒を対象とするものをいい、教師を対象とする指導用資料等は含まない。
- (3) 「学習書」とは、学習用教材のうち、次のaからdのいずれかに該当する内容の印刷物をいう。
  - a. 児童・生徒に作業を通して学習内容を理解させることを目的とするもの（ワークブック、ノート等）
  - b. 児童・生徒に反復練習を通して学習内容を定着させることを目的とするもの（ドリル、プリント、問題集、練習帳、作業帳、地図帳、ペンマンシップ等）
  - c. 児童・生徒の学習の状況を診断、評価することを目的とするもの（テスト、プリント等）
  - d. a. b. cを複合したもの
- (4) 「視聴覚教材」とは、学習用教材のうち、次のa又はbに該当する、印刷物以外の固定媒体に収録された教材をいう。
  - a. 文章・図表・写真等を収録したスライド・TP（OHP）等の投影教材
  - b. 文章・図表・写真・音声・映像等を収録したCD・DVD・ビデオテープ等の音声・映像教材
- (5) 「学校」には、学校教育法第1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）のほか、同法に定める専修学校及び各種学校を含むものとする。

(管理委託の範囲)

第4条 委託者は、次の各号に掲げる利用方法の区分（各区分の利用形態ごとの細区分を含む）の全部又は一部を指定して、自己が発行する教科用図書に係る著作物について有する著作権（編集著作権を含む。また、将来取得する権利を含む）の管理（利用許諾契約に関する交渉、契約の締結、使用料等の徴収及び分配その他これに付帯する業務）を受託者に委託し、受託者はこれを引き受けるものとする。

(1) 学習用教材への利用

(2) 学習用教材以外への利用

2 委託者は、管理委託契約において特に指定する商品又は利用方法に関する権利の管理について、受託者の承諾を得て委託の範囲から除外することができる。

3 委託者は、管理委託契約において一定の範囲を指定して、非一任型の管理を受託者に委託することができる。この場合、許諾の可否及び使用料の額はその都度委託者が決定するものとし、受託者は、委託者に確認のうえ、利用者との契約を締結するものとする。

(管理委託契約の期間)

第5条 契約期間は1年間とする。ただし、最初の契約期間は、管理委託契約を締結した日から締結の後最初に到来する3月31日までとする。

2 契約期間満了日の3ヶ月前までに委託者または受託者が反対の意思表示をしないときは、管理委託契約は自動的に1年間更新されたものとする。

(利用許諾と使用料の徴収方法)

第6条 受託者は文化庁長官に届け出た使用料規程に基づき、利用者と著作権利用許諾契約を締結し、使用料を徴収する。

2 受託者は、利用許諾の締結の促進又は管理の効率化を図るため、必要に応じ合理的な範囲で、文化庁長官に届け出た使用料規程に定める使用料の額を減じた額を利用者に請求することができる。

(受益者)

第7条 この約款における受益者は、委託者とする。ただし、委託者は受託者の同意を得て、第三者を受益者に指定し、又は指定した受益者を変更することができる。

(使用料の分配方法)

第8条 受託者は、収受した使用料を明細書を付して次のとおり受益者に分配するものとする。

分配期	分配対象使用料
7月	3月1日から 6月30日までに徴収した使用料
11月	7月1日から 10月31日までに徴収した使用料
3月	11月1日から 2月28日までに徴収した使用料

#### (報酬)

第9条 委託者が受託者に支払う報酬は、受託者が収受した使用料の10%以内で受託者が定める率とする。

2 受託者は、使用料の分配の際、収受した使用料から前項の報酬を控除する。

#### (約款及び管理委託契約の変更)

第10条 受託者は、この約款を変更したときは、変更した約款を受託者の事務所に掲示して公示するとともに、書面により委託者に通知する。

2 委託者は、前項の変更に異議あるときは、通知が到達した日から1か月以内に、書面による申し出により、管理委託契約を解除することができる。

3 第1項に定める公示の日から2か月を経過しても前項の解除の申し出がないときは、委託者は約款及びこれに基づく管理委託契約の変更について承諾したものとみなす。

#### (管理委託契約の承継)

第11条 営業譲渡、合併もしくは会社分割により委託者が有する著作権その他の権利を承継した者は、すみやかに受託者の定款の定めに従い受託者の会員となり、かつ所定の管理委託契約書に調印することにより、委託者の管理委託契約上の地位を承継するものとする。

#### (管理委託契約の解除)

第12条 委託者又は受託者は、相手方に管理委託契約に違反する行為があったときは、相当の期間を定めて催告した上で、義務の履行がない場合は、管理委託契約を解除することができる。

2 委託者が受託者の会員の資格を喪失したときは、管理委託契約は当然に終了する。

#### (財務諸表等の作成)

第13条 受託者は毎事業年度終了後すみやかに著作権等管理事業法施行規則第19条に定める財務諸表等を作成し、受託者の総会の承認を得た上で、書面により委託者に提供する。

2 委託者は、いつでも、前項の財務諸表等の閲覧又は謄写を請求することができる。

#### (実施日)

附 則 この約款は、文化庁長官が届出を受理した日から実施する。